

外国人観光案内所 Q&A

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。
3	補助対象事業者に民間企業は含まれますか。	含まれます。（一部対象外の事業者がございますので、詳細は応募要領をご確認ください。）
4	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

No.	問	回答
5	内示、交付決定の時期はいつになるのですか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
6	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出は、補助対象事業の完了後、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標に完了実績報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

総論

No.	問	回答
7	補助金額に上限・下限はありますか。	上限も下限もありません。
8	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
9	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
10	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能ですか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
11	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
12	観光案内所の運営者が申請することは可能ですか。	運営者が補助事業を行う施設の財産管理者である場合、申請が可能です。
13	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）

外国人観光案内所 Q&A

非常用電源装置等の整備

No.	問	回答
14	「災害等」はどの程度のをいいますか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。
15	観光案内所に求められる機能として、災害等により職員の帰宅等が困難が生じる可能性がある場合も開所の継続が必要となりますか。	必要な安全の確認等を行った上で、可能な限りの業務継続をお願いするものです。やむなく閉所する場合は、外国人を受入可能な医療機関の情報、避難所の開設状況及びヘルプデスク等をデジタルサイネージや紙面で大きく掲示するなどの方法により、情報発信を行ってください。
16	災害等の発生時において、英語の他「その他の外国語による対応も可能であること」（応募要領 P 4）が要件となっていますが、対応可能な言語数について要件はありますか。	翻訳システム等を活用することで英語を含む 2 言語以上で対応可能な体制を構築してください。
17	「情報端末の充電サービスが利用可能である旨を公衆に見やすいよう多言語で分かりやすくその所在を示す」（応募要領 P 3、4）方法としてどういったものが想定されますか。	災害等の発生時に旅行者の目に付きやすい場所への張り紙、ホームページ及びSNS等での多言語での発信により、情報端末の充電ができる旨を周知してください。
18	充電サービスの周知に関わり「補助事業完了までに当該措置を実施する計画」（応募要領 P 4）とはどういったものをいいますか。	災害等の発生時に行う情報発信の内容、発信方法及び実施体制について補助事業完了までに整備願います。
19	その他の外国語に対応するための、多言語案内用タブレット端末や多言語翻訳システムについては、補助対象にならないのでしょうか。	カテゴリ 1 以上の認定取得した観光案内所においては、「旅行環境整備事業」の「観光案内所の整備・改良」のメニューに含まれていることから、そちらの活用を検討願います。
20	国際定期路線が就航する空港については、いつ時点での就航が条件ですか。	申請時点で国際定期路線が就航している、又は就航の予定がある空港を補助対象とします。
21	「電源の利用は観光案内所の運営に必要な範囲に限ります」（応募要領 P 4）とされているところ、案内業務に関連して必要となる電力も対象となりますか。	必要な案内業務以外に、観光案内所入口の電動シャッター開閉等の案内業務に関連して必要となる電力も対象となります。 ※販売レジや商品保存用の冷蔵庫等、案内業務以外の機器に非常用電源を利用することはできません。
22	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に 10 台以上充電できる環境の整備をしてください。
23	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。
24	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。
25	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせて応募も可能でしょうか。	可能です。
26	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。
27	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。

外国人観光案内所 Q&A

28	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整えること必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。
29	ガソリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に附随する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。
30	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。
31	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。
32	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外となります。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。
その他		
No.	問	回答
33	JNTOの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いのでしょうか。	平成31年3月31日までにカテゴリーの認定を取得してください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。